がん登録等の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

１．改正の趣旨

○　がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「がん登録推進法」という。）第５条第１項の規定により、厚生労働大臣は当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日、住所やその他厚生労働省令で定める事項など、同項各号に掲げる情報（以下「登録情報」という。）等をデータベースに記録し、保存することとされている。

○　今般、がん患者の死亡の場所に関する実態把握等のため、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）を改正し、登録情報について厚生労働省令で定める事項の見直しを行う。

２．改正の概要

○　登録情報について、がん登録推進法第５条第１項第 10 号の厚生労働省令で定める事項として、がんに罹患した者の死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームで死亡したときは、その名称を含む。）を追加する。ただし、死亡の場所については、これを確認することができる場合に限る。

３．根拠条項

○　がん登録推進法第５条第１項第 10 号

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月中旬（予定）

○　施行期日：令和９年１月１日